

宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領（平成25年宮古島市訓令第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）
宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領 平成25年11月15日 訓令第37号 （対象） 第2条 <u>適用の対象は、競争入札に付する工事又は製造の請負で、予定価格が500万円以上とする。</u> 2 （略） （定義） 第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）最低制限価格 最低制限基準価格に<u>第6条第2項</u>の規定により決定された係数を乗じて算出した価格（小数点以下切り捨て）をいう。 （最低制限基準価格の設定） 第4条 最低制限基準価格は、最低制限基準価格設定者<u>（契約規則別表中、予定価格の専決区分に掲げる者）</u>が予定価格算出の基礎とした設計書等に	宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領 平成25年11月15日 訓令第37号 （対象） 第2条 <u>適用の対象は、予定価格が500万円以上の競争入札に付する工事又は製造の請負、及び予定価格が200万円以上の競争入札に付する業務委託（測量業務、建設コンサルタント業務（土木）、地質調査業務（磁気探査業務含む。）、現場技術業務をいう。建築設計及び監理業務、補償関係コンサルタント業務等は除く。以下同じ。）とする。</u> 2 （略） （定義） 第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）最低制限価格 最低制限基準価格に<u>第6条第3項</u>の規定により決定された係数を乗じて算出した価格（小数点以下切り捨て）をいう。 <u>（3）最低制限基準価格設定者 契約規則別表中、予定価格及び最低制限基準価格の決定に係る専決区分に掲げる者をいう。</u> （最低制限基準価格の設定） 第4条 最低制限基準価格は、最低制限基準価格設定者_____が予定価格算出の基礎とした設計書等

に基づき、次に掲げる方法で算出した額の合計を目安として設定するものとする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

(1) 直接工事費の額に1.0を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に0.9を乗じて得た額

に基づき、次に掲げる方法で算出した額の合計を目安として設定するものとする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

(1) 工事又は製造の請負

- ア 直接工事費の額に1.0を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に0.9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に0.9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に0.75を乗じて得た額

(2) 業務委託

ア 測量業務

- （ア） 直接測量費の額に1.0を乗じて得た額
- （イ） 測量調査費の額に1.0を乗じて得た額
- （ウ） 諸経費の額に0.5を乗じて得た額

イ 建設コンサルタント業務（土木）

- （ア） 直接人件費の額に1.0を乗じて得た額
- （イ） 直接経費の額に1.0を乗じて得た額
- （ウ） その他原価の額に0.9を乗じて得た額
- （エ） 一般管理費等の額に0.5を乗じて得た額

ウ 地質調査業務（磁気探査業務含む）

- （ア） 直接調査費の額に1.0を乗じて得た額
- （イ） 間接調査費の額に0.9を乗じて得た額
- （ウ） 解析等調査業務費の額に0.8を乗じて得た額
- （エ） 諸経費の額に0.8を乗じて得た額

エ 現場技術業務

- （ア） 直接人件費の額に1.0を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に0.9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に0.75を乗じて得た額

2 前項により最低制限基準価格の算出が困難な特殊工事及び製造の請負については、予定価格の10分の7以上で、最低制限基準価格を設定するものとする。

(最低制限価格の決定方法)

第6条 入札執行者は、開札後、宮古島市工事請負等競争入札心得（平成25年宮古島市訓令第7号。以下「入札心得」という。）第3条の規定により入札を辞退した者及び入札心得第6条各号に該当する無効の入札を行った者を除く入札参加者の中から、係数番号の抽選を行う者（以下「抽選者」という。）を抽選により選出するものとする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(最低制限価格の公表)

第7条 入札執行者は、落札者の決定後、開札場所において、最低制限基準

(イ) 直接経費の額に1.0を乗じて得た額

(ウ) その他原価の額に0.9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に0.5を乗じて得た額

2 前項により最低制限基準価格の算出が困難なものについては、予定価格の10分の7以上で、最低制限基準価格を設定するものとする。

(最低制限価格の決定方法)

第6条 最低制限価格は、次項から第4項により決定した係数を最低制限基準価格に乗じて算出するものとする。

2 入札執行者は、開札後、宮古島市工事請負等競争入札心得（平成25年宮古島市訓令第7号。以下「入札心得」という。）第3条の規定により入札を辞退した者及び入札心得第6条各号に該当する無効の入札を行った者を除く入札参加者の中から、係数番号の抽選を行う者（以下「抽選者」という。）を抽選により選出するものとする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(最低制限価格の公表)

第7条 入札執行者は、落札者の決定後、開札場所において、最低制限基準

価格、最低制限価格及び<u>前条第2項</u>の規定により決定した係数を公表するものとする。 (電子入札システムによる入札) 第8条 電子入札システムによる入札の場合は、<u>第6条第1項の規定は適用しない</u>。	価格、最低制限価格及び<u>前条第3項</u>の規定により決定した係数を公表するものとする。 (電子入札システムによる入札) 第8条 電子入札システムによる入札の場合は、<u>当該システムにより生成された係数を最低制限基準価格に乗じて算出するものとする。</u> <u>2 係数については、電子入札システムにより生成された係数番号を基に、第6条第4項の表に従って決定するものとする。</u> <u>3 入札執行者は、前項の規定により係数を決定した後、決定した係数番号及び最低制限基準価格に当該係数を乗じて算出した最低制限価格を最低制限基準価格調書に記載し、入札立会人にその内容の確認と署名を求めるものとする。</u>
---	---